

甘水

甘水^(二)は宏農^(三)郡宜陽県^{(一)(三)}にある鹿蹄山^(四)から流れ出る^(五)。

①《楊…》宜陽県については『洛水注』に詳しい(五)。

②楊…〔山海経〕中次四経は、「鹿蹄の山、甘水はここから流れ出る。北に流れて洛水に注ぐ」(六)という。この『経文』の元となったものである。

(鹿蹄) 山は河南郡陸渾県^(七)の西北にあり^(八)、世間ではこの山を縦山^(九)という。

①《楊…》(陸渾) 県は『洛水注』に詳しい(八)。

②楊…(鹿蹄) 山については、『洛水注』をも参照(九)。「隋志」興泰県条に鹿蹄山がある(一〇)。今の宜陽県の東南五〇里の位置にある。

水の流れ出るのは、山のくまからである^(一)。だから世の中の人々は、(甘水が流れ出す)所を名づけて甘掌とした^(二)。

①楊…甘水は今の宜陽県東南から流れ出ている。

②朱は「掌」を誤って「棠」に作る。

趙は〔掌〕に改めていう(二二)・・黄本が「甘掌」に作っていて、(二三)、「華掌」「鸞掌」というような類のものである。『元和志』河南府(二三)・寿安県条に、「もとは漢の宜陽県の地であり(二四)、北魏は新安県(二五)を分けて甘掌県を置いた」(二六)とあるのがこれである。

戴も同じく改める(二七)。

全は「甘泉」に作るが、誤りである(二八)。

(一) 現在の甘河は小作河とも称し、河南省伊川県樊村郷鉄炉村・任村に源を発し、張村を経て伊川樊店ダムに入る。その後再び宜陽県の豊李郷で河口村に入り、尹屯村、牛庄村を経て小作村の東北で洛河に入る。全長約三〇キロメートル、流域面積一一四・六キロメートル(『千年帝都』四五頁)。

(二) 「宏農」とは「弘農」のこと。清の乾隆帝の諱が弘曆であることから、「弘」字を避けて、「宏」に改めている。

(三) 宜陽は漢代にも県であったことが確認され、以後各王朝でも県であり続ける。ただし県名は唐代に福昌に改められ、金にもとに戻るが、元では富晏ふあん、明初に宜陽に戻る。

(四) 鹿蹄山(鹿蹠山)は『明一統志』卷二九河南府に「鹿蹄山在宜陽県。俗名非山、山上多美玉、下多金。甘水出焉、西北流注於洛」とある。現在名は半坡山はんぱ、別名半壁山で宜陽県にあり、海拔八一八メートル(『宜陽県志』一六〇頁)。また、名前の由来と思われるものとして『寰宇記』卷六に引く『九州島要記』に「弘農県有鹿山、山中石上

有自然鹿跡、非人功所為」とある。

(五) 卷一五『洛水注』に「秦武王以甘茂為左丞相、曰、寡人欲通三川、窺周室、死不朽矣。茂請約魏以攻韓、斬首六万、遂拔宜陽城。故韓地也、後乃與之、漢哀帝封息夫躬為侯国」とある。

(六) 『山海經』中山經・中次四經に「鰲山之首、曰鹿蹄之山、其上多玉、其下多金。甘水出焉、而北流注于洛、其中多冷石」とある。

(七) 台湾本・江蘇本は「故城」を増す。陸渾県は現在の河南省洛陽市嵩^す北部の陸渾水庫付近。漢代に設置され、東魏時代に北陸渾県と南陸渾県に分けられたが、北周時代に再び陸渾県に統一された。唐代に伊陽県が分置され、五代時代に伊陽県に統合された。明代に嵩県に改名された。陸渾県故城は、嵩^す田湖郷毛莊村陸渾自然村にあり、西城壁、北城壁ともに残長一五〇メートル、残高一・五メートルである(『訳注 洛水・伊水篇』三五頁)。

(八) 卷一五『洛水注』には陸渾県に関する記述はあるが、詳しいのは同じ卷一五『伊水注』である。数箇所ある記述の一例を挙げれば、「逕陸渾県故城北」の疏文に「守敬按、嵩^す志陸渾廢県在北三十里、秦置。即秦晋遷戎之地。兩漢屬宏農郡」とある。

(九) 卷一五『洛水注』において、非山と鹿蹄山との関係性が述べられており、「会貞按、甘水篇先叙甘水発于鹿蹄山、東北流、又北屈、乃叙非山水出非山、東流入甘水、則鹿蹄山・非山為二。如此言鹿蹄山世謂之非山、是自相矛盾矣。尋此注叙甘水発于鹿蹄山、北流注洛、皆与彼篇詳略互見。彼篇云、鹿蹄山俗謂之縦山。疑此帶駁一句、作世謂之縦

山、非也。当脱縦山二字、今訂」とある。

(一〇) 『隋志』中・河南郡条に「興泰(県)、大業初置。有鹿蹄山・石墨山・鍾山」とある。

(一一) 台湾本・江蘇本は「趙拋黄本改云」とする。

(一二) 卷一五『伊水注』に「鸞掌山」がみえる。その『注』文は「世人謂伊水為鸞水」、疏文は「会貞按、注鸞水為世俗之名、至後又以水目山。元和志因有出鸞掌山之説」。これによると、伊水は俗に鸞水と呼ばれており、そこから鸞掌山の名がつけられた。そしてこのことから、『元和志』は伊水が鸞掌山から流れ出ているという説を述べた、としている。おそらく、地名に「掌」が用いられるとき、河の源の意として使われることがあったのであろう。つまり「甘水の流れ出るところ」の意から、「甘掌」としたと思われる。華掌は華水の源であろう。華水は卷六『汾水注』にみえる。

(一三) 台湾本・江蘇本は「河南府」を除く。

(一四) 台湾本・江蘇本は「本漢宜陽県地」を除く。

(一五) 新安は七九頁に既出。

(一六) (欽定四庫全書本) 『元和志』卷六に「寿安県、畿東北至府七十六里、本漢宜陽県地、後魏分新安置甘棠県」とあり、甘棠県ではなく、「甘棠」県となっている。

(一七) 台湾本・江蘇本は「戴作掌」とし、その下に「守敬按、大典本・明抄本並作掌」を増す。

(二八) 台湾本・江蘇本は、この文を削る。

東北に向かい河南県の南に至り、北に向かつて洛水に入る^(二)。

甘水は水源を発して東北に流れ、北に曲がり、ある故城の東を過ぎる。(それは) 非山^(三)の上^(一)にあり、世の人はこれを石城^(三)と呼んでいる。

①非山については以下に詳しい。

京相璠は「ある人がいうには、甘水の西の山の上は、窪みもあるが平らかで^(一)、もとの甘城^(四)があり、河南城の西二五里に位置している^(二)。(甘城とは) この城(石城)のことを指しているのである」^(五)という。

①朱は「夷汙」を「夢汁」に作る。「箋」…孫汝澄は「夢汁」は「広潤」に作るべきではないかという。

全…先司空本^(六)では「夷汙」の二字にしている。

趙・戴はいずれもこれに依拠して改めている。

楊・朱が「夢汁」に作っているのは理解できない。孫汝澄が「広潤」に作るべきではないかとしたのは、説得性がある。先司空(全元立)が「夷汙」に作るのは、言葉が新奇であるが、いずれも典拠がない。戴もこれに依拠して改めているが、このことも戴が全・趙の著書を継承している証拠である。

②楊…『括地志』に「もとの甘城は河南県の西南二五里にある」(七)という。これは(八)京相璠の説に基づいたのであろう。しかし「西」の下に「南」の字を増したのは誤りである(九)。

私(酈道元)が考えるに、甘水から一〇里ほど東^①、洛陽城の南にもとの甘城がある。

①戴は「二十許里」の「二」の字を削る(一〇)。

北は河南故城(一一)に対しており^①、世の人はこれを鑑洛城という^②。「鑑」と「甘」は音が近く^③、これこそがもとの甘城である^④。

①楊…(河南故城は)今の洛陽県西南にある。

②朱は「鑑」を「鑿」に作る。『箋』…謝兆申(一二)は、「鑿」は「鑿(鑑)」に作るものもある。下文も同じ、という。

全・趙・戴(一三)は「鑑」に改める。

《楊…大典本・残宋本はいずれも「鑑」に作る。》

③楊…『洛水注』では「甘洛城」(一四)に作る。ここで世の人々がこの城のことを「鑑洛城」というのは、まさに「鑑」と「甘」の音が近く(一五)、お互いに通じるからである。

④楊…京相璠は誤って石城を甘城としたが、本当は鑑洛城こそが甘城である、というのが酈道元のいいたところである。石城は甘水の西にあり、鑑洛城は甘水の東にあることは『注』文で自ずから明らかである。しかし

『春秋地名考略』(二六)には「酈道元の注は、河南城の西二五里にもとの甘城があり、世の人は鑑洛城といい、甘水の東一〇里にある、という」(二七)とある。京相璠の説と酈道元の説とを混せて一つとしており(二八)、誤っている。王子帯(一九)の封邑である。これによって昭叔に甘公という呼び名があるのである。

全…考えるに王子帯は太叔と称し、死後に甘昭公と称されており、昭叔と称してはいない。

熊…『左伝』僖公きこう二四年条に、「甘昭公は恵后に寵された」(三〇)とある。杜預の注に、「甘昭公は、王子帯であり、邑を甘に食んだ」とある。(['国語』)晋語・文公元年に「襄王は昭叔の難を避けた」(三一)とある。酈道元はこれに基づいて「昭叔」と称したのであり、全氏はこれを見逃したのである。

(一) 段『校記』によると、沈炳巽しんへいけんは、「河南廢県は府城の唐苑内にある」という。

(二) 非山の通称は半壁山。通称のごとく東西両面が切り立った一枚壁の形状を呈しており、また当該区域では突出した標高を有している。東、南方面には標高の低い丘陵が続いていることにより、頂上から洛河、伊河の間に展開する丘陵地帯を一望することができる(『訳注 洛水・伊水篇』一七頁)。

(三) 石城故城は、宜陽県城関鎮、白楊郷、樊村郷の境界にある非山の山上に残存している。故城遺址は、山頂部の両壁面に石積みをも三重に施したもので、最も外側の城壁の残長は二五一メートル、中層の城壁の残長は一二〇メートル、内層の城壁の残長は七五メートル、残存高は不均一である(『訳注 洛水・伊水篇』一七頁)。

(四) 甘城は別名甘洛城。遺構はまだ確認されていないものの、甘河の河口にある豊李郷の集落内に「古城」という地名が残っているという(『訳注 洛水・伊水篇』一七頁)。ただし、京相璠は甘城を石城と考えていて、本注に示しているこの地とは異なる。

(五) 『黄氏逸書考』に収録されている京相璠『春秋土地名』に「甘、或云、甘水西山上夢汁而平。有故甘城、在河南城西二十五里、指謂是城也。今河南河南県有甘水、北入洛」とある。

(六) 先司空とは全祖望の六世祖である全元立を指す。全祖望が『水経注』の校訂を行った際には、先祖が残した各々の校本も参照しており、先司空本とは全元立の校本である。早坂俊広「全祖望と鈔書の精神史」(『人文科学論集』〈人間情報学科編〉四七、二〇一三)を参照。

(七) 『括地志』卷六洛州に「故甘城在洛州河南県西南二十五里。左伝云、甘昭公、王子叔帶也。洛陽記云、河南県西南二十五里有水出焉。北流入洛、山有甘城、即甘公采邑也」とある。

(八) 台湾本・江蘇本は「此」を削る。

(九) 前注(七)に示したように、『括地志』に基づいたのは『洛陽記』であり、『春秋土地名』ではない。このことは段『校記』が指摘している。

(一〇) 江蘇本はこの疏文を削る。

(一一) 河南県城は、東周王城内の中西部、現在の潤河沿いに築かれており、その形状は正方形に近く、東周王城の

城壁を外郭のように利用したものと見える。一九五四年中国科学院により発掘調査が行われ、東西一四八五メートル、南北一四一〇メートル、周長約五四〇〇メートルであることが確認されている（『訳注 洛水・伊水篇』二〇頁）。

(二二) 謝兆申（字は耳伯）は明の人。『注』の校訂を行い、『箋』の作成に協力した。

(二三) 江蘇本は「全」を削り、「戴・趙」に作る。台湾本は「全・戴・趙」に作る。

(二四) 卷一五『洛水注』には「南有甘洛城、郡国志所謂甘城也」とある。

(二五) 台湾本・楊守敬集は「相」字を削る。

(二六) 『春秋地名考略』は一四卷。清の高士奇撰。『潜邱劄記』せんとくわつしつぎでは、実際には秀水の徐勝の執筆としている。この書は『春秋』の経と伝（左伝）の地名を国ごとに分けて編次とし、その下に経文・伝文・杜預注、及び諸書を引いている。

(二七) 四庫全書本『春秋地名考略』卷一・周・甘条に「僖二十四年、甘昭公有寵于惠后。杜注、王子带食邑河南县西南、有甘水。後漢志、河南有甘城。水経、甘水出宜陽県鹿蹄山、東北至河南県、北入洛。鄭注河南城西二十五里有故甘城。俗曰鑑城、在甘水東十里」とある。楊の疏文では「酈注」としているが、ここでは「鄭注」とする。また「鑑洛城」ではなく「鑑城」に作る。

(二八) 「河南城西二十五里」にあるのは石城であり、これは京相璠の説にあたる。また「甘水東十里」にあるには鑑洛城であり、これは酈道元の説である。『春秋地名考略』は、異なる二つの城を指し示すこれらの文を混同しており、

故に矛盾する内容となっている。

(一九) 王子帯は周の恵王の子で、襄王の弟。母の恵后から愛され、恵王が崩御した際にはその位を奪うべく、兄の襄王に対して反乱を起こす。これを含め三度反乱を起こし、最終的に襄王によって殺害される。

(二〇) 『左伝』僖公二十四年条に「初、甘昭公有寵於恵后、恵后将立之、未及而卒。昭公奔齊、王復之、又通於魏氏。王替魏氏、顔叔桃子曰、我実使狄、狄其怨我。遂奉大叔、以狄師攻王」とある。またその杜預注に「甘昭公、王子帯也。食邑於甘、河南縣西南有甘水」とある。これは王子帯の三度目の反乱にあたる記事である。

(二一) 『国語』晋語四に「冬、襄王避昭叔之難、居于鄭地汜」とある。

甘水はさらに非山水と合流する。非山水は非山の東谷から流れ出て^①、東に流れて甘水に入る。

①孫星衍は、非山はすなわち鹿蹄山であるという。

熊…『通鑑』唐高宗龍朔元年一〇月条に「非山にて狩を行う」(一)とあるのが、まさしくここである。『隋書』食貨志では「飛山」(二)に作る。山は鹿蹄山の西北に位置し、(鹿蹄山と非山)は一つの山ではない。しかし『括地志』に引く『洛陽記』に「河南県の西南二五里、甘水はここから流れ出ている。山の上には甘城がある」(三)とある。そこで述べられている甘城は、まさしく京相璠が指し示した非山の上にある城であるので、そこで述べられ

ている甘水は、まさしくこの『注』での非山水である。『紀要』に「鹿蹄山、あるいはこの山を非山という」(四)とあるのは、これ(『括地志』)に基づいたものである。甘水が鹿蹄山から流れ出ていることを知らないのであろう。酈道元は「甘水は非山水と合流する」と明言しており、鹿蹄山が非山でないことを知ることができる。今本の『洛水注』に、「鹿蹄山は、世の人々がこの山を非山という」とあるのは、この(甘水)篇に依拠すれば「非也」の上ききと「縦山」の二字が脱落しているのだろう。全・趙・戴はみな(『洛水注』の)「也」を改めて「山」に作り、孫星衍はついに非山は鹿蹄山であるといった。これは『括地志』が『洛陽記』のせいで誤り、顧祖禹こそが『括地志』のせいで誤り、孫星衍がさらに全・趙・戴が妄りに『洛水注』を改めたせいで誤っているのであり、全員酈注を細部まで読み、『洛水篇』『甘水篇』の二篇を比較参照しなかったことに因るのである。転々と武断の見解を継承した結果なのである(五)。

(一) 『通鑑』卷二〇〇唐高宗龍朔元年一〇月条に「戊申、又敗于非山」とある。

(二) 『隋書』食貨志に「又於阜澗宮頭仁宮、苑囿連接、北至新安、南及飛山、西至澗池、周圍數百里」とある。

(三) 五五三頁の注(七)を参照。

(四) 『紀要』卷四八宜陽県条に「鹿蹄山、県東南五十里。一名縦山。或謂之非山。唐龍朔元年、敗於非山、是也。甘水出焉」とある。

(五) 鹿蹄山・非山・縦山に関する議論を整理する。もともと巻一五『洛水注』の原文(宋本)は、「鹿蹄山、世謂之非也」であり、これが鹿蹄山と非山とを同一視する論拠となる。しかし(この)『甘水注』にみえるように、鹿蹄山から流れ出た甘水と、非山から流れ出た非山水とは異なるものとして扱われている。ここから熊会貞は、鹿蹄山と非山とを異なる山とし、右の『洛水注』の文に「縦山」二字を加え、「鹿蹄山、世謂之縦山、非也」と改めた。しかしこれも冒頭の『注』文である(鹿蹄)山在河南陸渾縣故城西北、俗謂之縦山」と矛盾する内容となっている。『訳注 洛水・伊水篇』一九七～一九八頁参照。

甘水はさらに河南城の西で(二)、北流して洛水に入る。『経』文で「県の南」というのは、誤りである。だから京相璠が①「今河南(郡)河南県②の西に甘水がある③。北流して洛水に入る」(三)というのは、実際と合っている。

①戴は「故」字を削る。

②戴は上の「河南」二字を削る。

楊・河南郡河南県のことを述べている。この二字は衍文ではない。

③朱は「西」字を脱する。

趙は「西南」二字を増し、いう…『統漢志』の河南尹(三)河南県条に「甘城がある」(四)といい、その劉昭注(五)

に「杜預は、(河南) 県の西南に甘泉があるという」といつているのは、まさしく甘水のことである。全・戴も同じく増す。

楊・残宋本は「西」に作る。呉本も「西」に作っており、これは正しい。今はそれに従って増す(六)。京相璠は必ずしも杜預と説を同じくするわけではなく、さらに『左伝』の僖公二十四年条の杜預注は「有甘水」(七)に作っている。劉昭がこれを引用して「甘泉」に作ったのは字の誤りである(八)。

(一) 原文は、「西」の下に「句」という字が入る。「句」は、句点を示し、「于河南城西北、入洛」ではなく、「于河南城西、北入洛」と訓むべきことを明示したものである。

(二) 五五三頁の注(五)を参照。

(三) 江蘇本・台湾本は「河南尹」を除く。

(四) 『統漢志』一河南県条に「周公時所城雒邑也、春秋時謂之王城。東城門名鼎門、北城門名乾祭。又有甘城、有蒯郷」とあり、劉昭の注に「杜預曰、県西南有甘泉」とある。

(五) 江蘇本は「昭」字を削る。

(六) 江蘇本では、「大典本・残宋本・黄本並作西、与上合」とする。

(七) 五五五頁の注(二〇)を参照。

(八) 江蘇本・台湾本には、「又左伝」以降の文はなく、「戴不従大典作西而作西南、蓋為趙説所誤、今訂(戴は大典本が「西」と作るのに従わず、「西南」と作る。おそらく趙説の誤りに従ったのである。今訂正する)」とする。